

# 農学部における衛生管理者業務

池田正行

静岡大学農学部技術部

## 1. はじめに

2004年(平成16年)より国立大学が非公務員型の独立行政法人となり、それまでの人事院規則から、労働基準法、労働安全衛生法が適用されるようになり、労働安全衛生に関わる様々な取り決めを守らなければならなくなった。静岡大学では「国立大学法人静岡大学教職員労働安全衛生管理規程」を制定し、事業所(学部)ごとに衛生管理者を選任し、主に労働災害を防止するための業務を行うこととした。

農学部では当初教員内で有資格者の養成を行い、資格取得した教員を衛生管理者に選任してきたが、技術職員の資格取得により昨年度から教員と技術職員の2名による巡視等の業務を行うことになった。

農学部の衛生管理者として2年目を迎え、これまでの巡視を主とする衛生管理者業務を紹介する。

## 2. 衛生管理者

### 2.1 規定

「国立大学法人静岡大学教職員労働安全衛生管理規程」では衛生管理者を以下のように規定している。

(衛生管理者)

第6条静岡キャンパス事業場及び浜松キャンパス事業場の学部等には、安衛法第12条に定めるところにより、衛生管理者を置く。

2 前項により衛生管理者を置く学部等は、次の各号に掲げる学部等とする。

(1) 静岡キャンパス事業場は、人文学部等（人文社会科学研究科及び法務研究科を含む。）、教育学部、理学部、農学部、附属図書館本館、事務局及び保健管理センター（分室を除く。）とする。

(2) 浜松キャンパス事業場は、情報学部、工学部及び電子工学研究所等とする。

3 衛生管理者は、前項の各部局等に所属する教職員のうち、法令等で定める資格を有する者から学長が選任する。

(略)

8 衛生管理者は、前条第4項各号の業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理するため次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 健康に異常のある教職員の発見及び処置に関すること。

(2) 作業環境の衛生上の調査に関すること。

(3) 作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること。

(4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。

(5) 衛生教育、健康相談その他教職員の健康保持に関すること。

(6) 教職員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成に関すること。

(7) 衛生日誌の記載等安全衛生職務上の記録の整備に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか衛生に関すること。

9 衛生管理者は、少なくとも毎週1回、次の各号の区分に従い作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(略)

10 衛生管理者は、前項に規定する事項をなし得る権限を有する。

以上のように農学部においては二名の衛生管理者により農学部棟、圃場、共通教育棟（農学部教員研究室、生物学実験室、化学実験室）の作業場を巡視し、安全衛生の維持、改善に対処している。

## 2.2 業務

主な業務は週一回の巡視である。「国立大学法人静岡大学教職員労働安全衛生巡視・検査等実施細則」では以下のように規定されている。

第2章衛生管理者及び衛生推進者

第1節巡視

(衛生管理者による巡視の実施)

**第2条** 規程第6条第9項に規定する衛生管理者の巡視は、毎週定期的に行うものとする。

2 前項の実施に当たっては、衛生管理者巡視記録書（別紙1）を作成し、安全衛生上必要があると認める場合は、作業主任者及び作業指揮者又は作業に従事する者と調整を図り、必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理者による巡視の報告)

**第3条** 衛生管理者は、巡視を行った結果、必要があると認める場合は、安全衛生管理委員会（以下「管理委員会」という。）又は産業医に報告するものとする。

(衛生管理者巡視記録書の保存)

**第4条** 規程第6条第8項第7号の衛生日誌は、衛生管理者巡視記録書に読み替えるものとし、これを3年間保存するものとする。

基本的には衛生管理者は労働者である教職員の衛生管理を行うのであるが、大学には労働者ではない学生が教職員以上に居り、彼らの安全衛生を守るのは教員の務めである。そのため年度初めの巡視においては各研究室を回り、教員に対して所属学生の安全衛生に心掛けると共に実験中のゴーグル、手袋等の安全器具の着用を徹底するようにお願いしている。

事業所内の巡視でもっとも徹底しなければいけないことは廊下の1.6メートル確保である。



写真1 1.6メートルに切った測量用ポール

東海地震が叫ばれて久しいが、未だに危機は去っていないため災害時の避難路として廊下の安全確保は必須である。研究室の前の廊下に物品を置くことは研究室以外の人たちにも災害が及ぶという認識を持って廊下の安全確保に協力していただきたい。

写真1は前任者から引き継いだ廊下の1.6メートル確保の定規として使用している所定の長さにした測量用ポールである。

巡視は建物内に限らず、建物周辺も巡視し、不具合がある場合は指摘し改善させる。

次の写真のように林産工場前に長期間放置されていた実験済みの不用材料（写真2）を当該研究室に撤去依頼して整備していただいた（写真3）。



写真2 放置された不用材料



写真3 撤去後

また、巡視に関しては今年度から動物実験委員会より飼養保管施設の衛生管理者による巡視の依頼があり、衛生管理者巡視記録書に關係する項目が追加された。

これは、文部科学省の「研究機関等における実験動物等の実施に関する基本指針」に対応するため、安全衛生面を衛生管理者が担うことになった。

追加された巡視項目は以下の3点である。

- (1) 飼養保管施設内は整理整頓され、常に清潔に保たれているか。
- (2) 飼養保管施設内の作業者は、マスク、手袋、帽子等の着用により、動物の毛や粉塵に対する防御を行っているか。
- (3) 飼養保管施設内の動物による咬傷、搔傷による事故の報告はなされているか。



写真4 飼育ケージ



写真5 飼育室の床

農学部にはA棟内にラット飼育室、マウス飼育室、屋外に鳥類飼育舎、ウサギ飼育舎の合計4カ所の「飼養保管施設」がある。

作業中に巡視することは難しいので実際には飼養保管施設内の整理状態、入退室記録簿の点検が主となる。動物による咬傷、搔傷による事故等の報告は保健管理センターに集約されている。今年度は動物に係わる事故が2件報告されていて、当該研究室に赴いて事故の聞き取りを行い、対応策を検討した。

労働災害事故が起きないように危険な箇所がないか巡視を行っているが、通常の巡視箇所と想定できないところで事故が起きることがある。

写真6は現在不用物品の集積場所として利用している場所であるが、職員がその裏手の斜面の草

刈り作業中に、落ち葉や雑草に覆われた古釘が靴底を貫通して足に刺さるという事故が起きた。



写真6 不用物品集積所



写真7 改修後

本人は保健センターで応急処置を行った後、近隣医院で破傷風予防のワクチンを接種した。後日事故現場を事務長等と視察し、再発防止策として現場をコンクリートで覆うこととして、その作業が完了するまで周囲に立ち入り禁止の表札を掲げ注意喚起を行った。写真7は改修後の様子である。

巡視のほか、農学部事業所内にある22機の局所排気装置の定期自主検査記録書の集計、安全衛生法対象機械の自主点検記録書の集計、ガスボンベの保有量調査等を行っている。

### 3. おわりに

労働基準法、労働安全衛生法が適用される独立行政法人になって5年が過ぎようとしているが、教職員に安全衛生に対する関心は増してはいるものの、まだまだその意識は低いように感じられる。独法化以前からの不用薬品の処理もまだ継続中であり、薬品管理システムの導入を進めている現在、衛生管理者が係わる業務は増していくと思われる。通常職務と並行してこれらの業務を行っていくには優先順位をつけなければならない状況も起きるが、大学の安全衛生管理体制の担い手として最上位に置かなければいけないだろう。

最後に「国立大学法人静岡大学教職員労働安全衛生管理規程」の2条を引用する。

(学長の責務)

第2条学長は、法令等及びこの規程に定めるところにより、教職員の安全の確保及び健康の保持増進に必要な措置を講じなければならない。

(教職員の責務)

第3条教職員は、法令等及びこの規程を遵守するほか、学長並びに第12条の総合安全衛生調整委員会、第17条の安全衛生委員会及び第22条の安全衛生管理委員会が講ずる措置等に従い、労働災害（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第2条第1号に規定する労働災害をいう。以下同じ。）の防止及び健康の保持増進に努めなければならない。

教職員は、衛生管理者の巡視による報告に基づいて安全衛生管理委員会が講ずる措置に従って、労働災害等の防止に協力していただきたい。